

○須高行政事務組合事務分掌並びに処務服 務に関する規程

(昭和61年3月31日)

須高行政事務組合訓令第1号)

改正 昭和63年3月31日 組合訓令第2号
平成4年3月31日 組合訓令第2号
平成11年3月30日 組合訓令第1号
平成15年8月1日 組合訓令第1号
平成18年4月1日 組合訓令第1号
平成18年4月1日 組合訓令第2号
平成19年4月1日 組合訓令第1号
平成27年3月25日 組合訓令第3号
令和2年3月27日 組合訓令第2号

須高行政事務組合事務分掌並びに処務服務に関する規程（昭和50年須高行政事務組合訓令第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、須高行政事務組合（以下「組合」という。）の事務を分掌する組織、事務分掌、事務処理、職員の処務服務等について、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 組合に事務局及び現地機関を置き、次の係を置く。

- (1) 事務局 総務係、施設係
- (2) 須高衛生センター
- (3) 松川苑
- (4) 須高休日緊急診療室
- (5) 須高広域総合プール

（事務分掌）

第3条 前条に規定する各係の分掌事務は、別表のとおりとする。

（職の構成）

第4条 第2条に規定する組織に所要の職員を置き、その職員の職は、職層職、職務職をもって構成する。

(職層職)

第5条 職層職の名称及び職務内容は、次の表のとおりとする。

職層職名	職務内容
参事	特に高度の知識経験に基づき、複雑かつ困難な業務を行う職務
副参事	高度の知識経験に基づき、複雑かつ困難な業務を行う職務
主幹	高度の知識経験に基づき、困難な業務を行う職務
技幹	高度の専門的経験に基づき、困難な業務を行う職務
主査	比較的高度の知識経験に基づき、困難な業務を行う職務
技査	比較的高度の専門的知識経験に基づき、困難な業務を行う職務
主事 技師	一般的な業務を行う職務
管理 技術員	管理技術を行う職務
主事補 技師補	一般的であって比較的軽易な業務を行う職務
事務員 技術員	軽易な業務を行う職務

(職務職)

第6条 次の表の組織に職務職を置き、前条に規定する職層職の職員をもって充てる。

組織の名称	職務職名	職層職名
事務局	事務局長	参事、副参事
衛生センター	所長	参事、副参事
係	係長	主幹、技幹、主査、技査

2 前項のほか、組合長が必要と認めたときは、次の職を置くことができる。

組織の名称	職務職名	職層職名
事務局	事務局長補佐	副参事、主幹、技幹
衛生センター	所長補佐	主幹、技幹、主査、技査
係	企画員	主幹、技幹、主査、技査

3 第1項の規定にかかわらず、組合長が必要と認めたときは、事務局長及び衛生センター所長に、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に

掲げる会計年度任用職員をもって充てることができる。

(職責)

第7条 職員の職責は、次の表のとおりとする。

職 名 等		職 務 内 容
職務職	事 務 局 長	上司の命を受けて組合事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	所 長	上司の命を受けて所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	事務局長補佐 所 長 補 佐	事務局長、所長を補佐し、事務局長、所長不在のときは、事務局長、所長の事務を代行する。
	係 長	上司の命を受けて事務を分掌し、係員を指揮する。
そ の 他 の 職 員		上司の命を受けて事務又は業務に従事する。

(職務代理)

第8条 地方自治法第152条の規定による組合長に事故あるときの職務代理は、次の順序による。

- (1) 須坂市副市長である副組合長
- (2) 前号を除く副組合長
- (3) 事務局長

(事務分担)

第9条 事務分担は、事務局長又は所長が定め組合長に報告しなければならない。

- 2 緊急の事態の生じたとき及びその他必要があるときは、前項の規定にかかわらず臨時に他の事務に従事させることができる。

(事務処理)

第10条 事務処理は、すべて決裁を得て施行する。

- 2 決裁は、組合長、会計管理者又はこの規則によりその権限を有する者（以下「決裁権者」という。）が自らこれを行う。

(決裁事項及び専決事項)

第11条 組合長又は会計管理者の決裁を要する事項並びに副組合長、事務局長及び所長が専決する事項は、須坂市事務処理規則（昭和61年須坂市規則第2号）第4条及び第6条の規定を準用する。この場合、次の表に掲げる須坂市の欄を組合の欄にそ

れぞれ読み替えるものとする。

区分	須 坂 市	組 合
決 裁 事 項	市 長	組 合 長
	会 計 管 理 者	会 計 管 理 者
専 決 事 項	副 市 長、総 務 部 長	副 組 合 長
	部 長	事 務 局 長
	総 務 課 長、課 長	所 長

(代決処理)

第12条 組合長が不在のときは、副組合長が、組合長及び副組合長がともに不在のときは、事務局長がその事務を代決する。

2 事務局長が不在のときは、事務局長補佐が、事務局長及び事務局長補佐がともに不在のときは、組合長の承認を受けてあらかじめ事務局長が指定した職員がその事務を代決する。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、組合の組織、事務分掌、職制、事務処理、職員の処務服務等については、須坂市組織規則（昭和61年須坂市規則第1号）、須坂市事務処理規則（昭和61年須坂市規則第2号）及び須坂市職員服務規程（昭和61年須坂市訓令第2号）の例による。

附 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月31日組合訓令第2号）

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月31日組合訓令第2号）

この規程は、平成4年4月1日から施行する。ただし、この規程による改正後の須高行政事務組合事務分掌並びに処務服務に関する規程第2条及び第3条の規定は、平成4年5月1日から適用する。

附 則（平成11年3月30日組合訓令第1号）

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成15年8月1日組合訓令第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年4月1日組合訓令第1号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日組合訓令第2号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日組合訓令第1号）

（施行期日）

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際現に地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）

附則第3条の規定により、須坂市の収入役が在職する場合には、その在職中に限り、須坂市の収入役を会計管理者とみなす。

附 則（平成27年3月25日組合訓令第3号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日組合訓令第2号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(別表) (第3条関係)

分 掌 事 項

1 総務係

- (1) 公印の管守に関する事。
- (2) 組合議会に関する事。
- (3) 組合の会計及び財政に関する事。
- (4) 職員の任免、服務及び進退に関する事。
- (5) 職員の給与、福利厚生及び研修に関する事。
- (6) 条例、規則等の制定改廃に関する事。
- (7) 公告式に関する事。
- (8) 組合の監査に関する事。
- (9) 文書図書の保管に関する事。
- (10) 須高休日緊急診療室の運営に関する事。
- (11) 組織市町村との調整に関する事。
- (12) その他組合の庶務に関する事。

2 施設係

- (1) 松川苑の運営及び維持管理に関する事。
- (2) 須高衛生センターの運営及び維持管理に関する事。
- (3) 須高広域総合プールの運営及び維持管理に関する事。
- (4) 組合財産の取得及び処分に関する事。
- (5) その他組合の施設に関する事。